## 提出先文部科学省、国土交通省

## 【提案項目】

公立学校とともに学校教育の中で大きな役割を担っている私立学校の振興を図るために、次の措置を講じること。

- 1 経常費助成費補助金に係る地方超過負担の解消 経常費助成費補助金は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消すること。
- 2 国庫補助金の算定方法の見直し 国庫補助金の算定方法は、生徒数を基準とした方法から、教職員人件費等の学校 の経常的経費を基に算定する方法とすること。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等の補助対象化 専修学校の高等課程や外国人学校等を補助対象とすること。
- 4 幼稚園の「預かり保育推進事業」等の充実と認定こども園の設置促進等 幼稚園の「預かり保育推進事業」や「子育て支援活動の推進事業」の充実ととも に、認定こども園の設置促進、運営支援策に必要な「安心こども基金」に代わる財源措置を行うこと。
- 5 幼稚園特別支援教育経費の地方負担の解消等 幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消する とともに、補助対象を障害児1人以上在園の幼稚園とすること。
- 6 私立幼稚園に係る経常費補助及び認可事務の制度改正 幼保一体化を一層推進するため、私立幼稚園に係る経常費補助について国から政 令指定都市及び中核市に直接補助できるよう制度改正するとともに、認可事務につ いても、政令指定都市及び中核市に私立学校審議会を設置し、県の私立学校審議会 への諮問が不要となるよう制度改正を行うこと。
- 7 高等学校等就学支援金の低所得世帯への助成の充実等 高等学校等就学支援金の低所得世帯の生徒への助成を充実するとともに、事務手 続の簡素化を図ること。
- 8 私立学校授業料減免事業等への支援の継続 高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業等の運営に 必要な財政支援を引き続き行うこと。

9 学校施設耐震化のための財源確保等

学校施設の耐震化のための十分な財源を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。特に、耐震調査費に対する財政支援については実際の調査費の3分の1を補助するよう、算定方法を見直し学校設置者の負担軽減を図ること。

## 【提案理由等】

- 1 本県の助成額に対して国庫補助額は14%程度であるが、私立学校は学校教育の中で大きな役割を担っていることから、補助額を県助成額の2分の1とすることが必要である。
- 2 本県では、生徒数等の増減に影響されにくい制度として「標準的運営費方式」を導入したが、国においても従来からの単価方式でなく、より安定的な制度に改める必要がある。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等は、職業教育機関としての社会的な役割や日本の初等・ 中等教育に相当する教育を担っていることから、国庫補助対象とする必要がある。
- 4 預かり保育や子育て支援活動に対し支援策の一層の充実を図ることが必要である。なお、認定こども園については、「安心こども基金」に代わる設置促進、運営支援策が必要である。
- 5 幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1にするとともに、統合保育を一層促進する ため、在園者が1人の施設も対象とする必要がある。
- 6 政令指定都市及び中核市への権限移譲に当たっては、補助金の交付、認可の権限を合わせた 一体的な権限移譲を求められていることから、補助金事務、認可事務について制度改正が必要 である。
- 7 高等学校等就学支援金は、年収350万円未満程度世帯に対し、助成金額を1.5~2倍としているが、なお一層の充実を図る必要がある。また、事務手続が煩雑であり、学校や保護者の負担となっていることから、事務手続の簡素化を図ることが必要である。
- 8 高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業や奨学金事業において 「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」による財政支援を受けてきたところである が、高校生等の修学を取り巻く厳しい経済状況は好転せず、私立学校授業料減免事業や奨学金 事業による高校生等への修学支援は不可欠であるので、引き続き、国からの早期の財政支援が 必要である。
- 9 地震による被害を食い止めるためには、学校施設の耐震化を促進することが必要である。 特に、耐震調査費については、国は補助対象事業費の3分の1を財政支援することとしてい るが、国庫補助金の算定に当たり、延べ床面積に補助単価を乗じて、その3分の1を補助する 方式となっているため、実際の調査費の5分の1程度しか財政支援がなされておらず、耐震調 査の促進の妨げとなっている。

(神奈川県担当課:県民局私学振興課)